

質問に対する回答

No.1

番号	頁・項目	質問事項	回答
1	仕様書 P3 7物件の設置 (1)業務の概要②	優先交渉権後に現地調査を行うとあります。提案書式に「調査業務」に関するものがないことから、現地調査に関する提案は不要という認識でお間違いないでしょうか。 また、既存の数量や型式調査にはコストが発生します。「調査業務」は業務内容とされていないことから、機器仕様書に記載の数量を正としたうえでの現地調査という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおり現地調査に関する提案は不要です。しかし、様式15号の自由提案書に記載することは妨げません。 数量は数量・規格一覧表に記載された数量を正としてください。ただし、仕様書P2(2)①にあるように、現地調査等の結果により内容が変更となる場合があることに留意してください。
2	仕様書 P6 10損害賠償	第三者への損害賠償について賃借人が負担するものとあります。これは施設賠償保険へ加入するものという理解でよろしいでしょうか？賠償内容の条件均一化のためにご教示ください。	仕様書では、第三者への損害賠償は「賃借人」ではなく、「賃貸人」が損害賠償の責を負う.ととしています。また、「仕様書」の他「実施要領」にもリスク分担が示されています。 受注者が総合的にご判断いただければと考えております。
3	仕様書 P4 7物件の設置 (3)作業条件④	仮設足場等の積算の為、天井高4m以上の高所作業が必要となる箇所について御教示ください。また、その其々の高さについて御教示ください。	高さ4m以上の高所作業となる箇所については、数量・規格一覧表の伊王野保育園【遊戯室】No. 20、No. 21、No. 22の箇所で、高さは6mとなります。 ※高さは図面等より算出したもので、実測ではありません。
4	仕様書 P4 7物件の設置 (3)作業条件⑨	養生、特殊作業等の積算の為、施工時に養生が必要となる箇所について御教示ください。また、その其々の内容について御教示ください。	仕様書7(3)⑨には 作業時の養生は原則シート養生とするが、必要な場合は、賃貸人の負担で既存施設及び什器等に既存がないよう適切に養生することとしています。養生については、施設管理者と協議のうえ決定してください。なお、作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行ってください。また、作業終了後は床等の清掃を実施してください。

質問に対する回答

No.2

番号	頁・項目	質問事項	回答
5	仕様書 P2 6工事及び照明器具の仕様 (2) 照明器具使用 ②製品仕様	要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しては、照明環境維持の観点から ◎1本あたりの光束値 に関して、要求事項に示されている光束値を下限値と考え、クリアすることが条件という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書 P2 6工事及び照明器具の仕様 (2) 照明器具使用 ②製品仕様	リース対象品は新品（未使用品）であることを要件とされておりますが、その根拠資料としての製造者発行の出荷証明書の提出は必要でしょうか？提出は着工前に完了するという認識でよろしいでしょうか。	使用材料については、工事着工前に使用材料施行承認書として使用する器具等に関する資料を提出していただきます。 出荷証明書は、仕様書 6 (2) ②でお示ししてあるとおり、提出していただくこととなります。 また、出荷証明書の提出時期ですが基本的には作業の前に提出をお願いいたします。出荷証明書の発行の時期が作業日と同日となる場合等は事前に監督職員と協議するものとします。
7	仕様書全体	ここのところ他の自治体における類似の入札において、落札後に落札業者が仕様書内容の変更を求め当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例が複数あったと伺っております。貴市において正当の理由なく本仕様書の変更を求めるものには一切応じないという認識でよろしいでしょうか。	他自治体の事例は把握しておりませんので変更の内容は把握しておりません。現時点では仕様書の変更は考えてはおりません。しかし、仕様書に記載のとおり、疑義が生じた場合は、賃貸人と協議をします。